

Title	イングランドの中世都市：デヴォンシャーにおけるborough
Sub Title	Medieval towns in England : boroughs of Devonshire
Author	安元, 稔
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1971
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.64, No.8 (1971. 8) ,p.694(180)- 712(198)
JaLC DOI	10.14991/001.19710801-0180
Abstract	
Notes	高村象平教授退任記念特集号 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19710801-0180

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

イングランドの中世都市

—デヴォンシャーにおける borough—

安 元 稔

はじめに

高村象平先生が多年御研鑽をつまれたドイツにおける中世都市と比べた場合、イングランドにおける中世都市は、英国およびわが国経済史学界において、かつてそれほど学徒の関心をひいたとはいえない。ヨーロッパの中世都市が、古代都市の影響の最も少ない北ドイツ地方の北方型都市、若干の影響を受けたライン、ダニューヴ河地方および北部フランス型都市、古代都市の伝統が、土地保有、裁判権、生活様式等の点で生き残る地中海地方の南方型都市に大別できるとすれば、イングランドの中世都市は、一応、北方型都市に属するといえよう。⁽¹⁾しかしながら、同じく北方型都市に属するといえ、大陸の中世都市、就中、ドイツにおける中世都市は、都市を取り囲む農村の領主経済の中で、異質の存在であった。そこでは、相続人を欠いた土地は、都市領主ではなく、都市共同体に属するものとされたことに端的に示されているように、土地、法、特権の享受者として、個々の市民ではなく、法人格を与えられた都市共同体が早くから自律性を保持していた。⁽²⁾これに対して、イングランドの中世都市は、社会経済的機能、司法制度等の側面からみて、大陸の中世都市ほどに、農村と異質の存在であったわけではない。⁽³⁾イングランドの中世都市の特殊性を、征服がもたらす王権のあり方、殊に国王の裁判上の強さに帰す考え方が妥当であるか否かは、ここでは問わないとしても、イングランドの中世都市の農村とのある意味での均質性が、学徒の関心をひかなかった理由の一つであることはたしかであろう。

しかしながら、いま少し広い視野に立てば、12世紀の後半から14世紀の半ばに至る2世紀間の

注(1) Edith Ennen, "Les differents types de formation des villes européennes". Le moyen age, Revue d'histoire et de philologie, tome LXII, N° 4, 1956, pp. 398-9.

(2) Ibid., p. 398.

(3) M. de Wolf Hemmeon, Burgage Tenure in Medieval England, (Harvard Historical Studies, Vol. XX), Camb. Mass., 1914, p. 24.

(4) A. Ballard (ed.), British Borough Charters 1042-1216, Camb., 1913, p. cxxii.

(5) E. Ennen, op. cit., p. 405.

(6) Ibid., pp. 404-5.

イングランドの中世都市

ヨーロッパ史を彩ったのは、やはり都市であって、この点において、イングランドもまた例外ではなかった。大陸とは様相を異にするとはいえ、イングランドにおいても、この時代は都市建設の時代であった。就中、イングランドの西南部では、旧来の定住地が、国王あるいは私的領主から特許状を受けて、borough たる資格をもつに至る自生的都市 (organic borough) のみならず、従来イングランドの中世都市研究史においてふれられることの少なかった建設都市 (planted borough) の数も極めて多数にのぼっている。本稿は、ヨーロッパ中世都市成立の一つの局面を示すものとして、イングランド西南部のデヴォンシャーにおける中世都市の成立を考察するものである。

I

中世イングランドにおける都市の地域的分布あるいは成立年代を述べるに先立って、先ず都市、borough とは何であるかについて、若干言及しておく必要がある。農村の共同体とは異なったものとしての borough の属性を、土地保有態様、居住者の身分、裁判権、商業特権、地代收集機構、統治機構等の相違に帰すことは、通常行なわれるところであるが、これらの属性のいずれをとってみても、農村の共同体 (village あるいは manor) と borough を決定的に分つ指標とはならない。この点に関して、manor と borough を区別するものは、borough における特権的商人団体 Gild Merchant の存在以外にはないとする極論のある由縁である。⁽⁷⁾しかしながら、この Gild Merchant の存在如何にしても、周知のように、13世紀のイングランドの borough のうち、Gild Merchant をもつものは、全体のほぼ3分の1強に過ぎず、これが都市と農村を分かつ決定的な指標とならないことは明らかである。既に述べたように、イングランドの中世都市は、大陸の都市ほどに農村との顕著な相違点をもっておらず、加えて、何等かの史料に borough と記載されているもののうちにも、規模、機能、公的承認如何の点で、実に大きな差があったのであり、borough の明確な規定は、必ずしも容易なことではない。ここでは、都市的土地保有 (burgage tenure) が存在し、その住民が農業賦役を全く免かれているか、行っているにもかかわらず、少額の貨幣地代を支払い、manor 裁判所とは別個の裁判機構をもつ場所を、一応、borough であるとして、論を進めることにしよう。⁽⁸⁾

さて、第I表に示したように、成立年代を別にして、デヴォンシャーにおける borough は、自生的都市数 56、建設都市数 18であり、自生的都市の数は、イングランド第1位、建設都市も、同じ西南イングランドのコーンウォールに次いで第2位である。州別の自生的都市の最少が1であり、第2位のコーンウォールの19が、デヴォンシャーのその約3分の1であること、また建設都市にし

注(7) 例えば、A. Ballard, op. cit., pp. xli-lxviii を参照のこと。

(8) Ibid., p. lxxx.

(9) C. Gross, The Gild Merchant: A Contribution to British Municipal History, Oxford, repr. 1967, p. 22.

(10) H.P.R. Finberg, "The Boroughs of Devon", Devon and Cornwall Notes and Queries, Vol. 24, 1951, (以下、Finberg, D.C.N.Q. と略記), p. 203.

イングランドの中世都市

第I表 イングランドの中世都市(州別都市数)

州名	州面積 1,000 エーカー	A. 自生的都市		B. 建設都市		A + B	
		自生的 都市数	1都市当 面積	建設 都市数	1都市当 面積	都市数	1都市当 面積
Bedfordshire	300	4	75	1	300	5	60
Berkshire	450	11	41	4	113	15	30
Buckinghamshire	480	9	53	2	240	11	44
Cambridgeshire	560	3	187	0	—	3	187
Cheshire	620	7	89	1	620	8	78
Cornwall	870	19	46	19	46	38	23
Cumberland	970	4	243	4	243	8	121
Derbyshire	640	4	160	1	640	5	128
Devonshire	1,650	56	29	18	92	74	22
Dorsetshire	620	9	69	6	103	15	41
Durham	620	7	89	4	155	11	56
Essex	960	5	192	4	240	9	107
Gloucestershire	770	18	43	3	257	21	37
Hampshire	1,020	11	93	11	93	22	46
Herefordshire	540	8	68	3	180	11	49
Hertfordshire	400	3	133	6	67	9	44
Huntingdonshire	230	1	230	3	77	4	58
Kent	970	14	69	3	323	17	57
Lancashire	1,030	14	74	3	343	17	61
Leicestershire	520	2	260	3	173	5	104
Lincolnshire	1,690	11	154	4	423	15	113
Middlesex	220	2	110	1	220	3	73
Norfolk	1,300	4	325	3	433	7	186
Northamptonshire	630	7	90	1	630	8	79
Northumberland	1,280	10	128	10	128	20	64
Nottinghamshire	520	3	173	0	—	3	173
Oxfordshire	470	4	118	5	94	9	52
Rutlandshire	97	1	97	0	—	1	97
Shropshire	860	9	96	8	108	17	51
Somersetshire	1,030	21	49	4	258	25	41
Staffordshire	690	11	63	2	345	13	53
Suffolk	940	11	85	1	940	12	78
Surrey	450	5	90	2	225	7	64
Sussex	900	9	100	9	100	18	50
Warwickshire	560	4	140	3	187	7	80
Westmoreland	500	1	500	3	167	4	125
Wiltshire	860	12	72	3	287	15	57
Worcestershire	440	8	55	0	—	8	55
Yorkshire, East Riding	740	3	247	6	123	9	82
North Riding	1,350	8	169	3	450	11	123
West Riding	1,610	10	161	6	268	16	101

注 W. Beresford, *New Towns of the Middle Ages; Town Plantation in England, Wales and Gascony*, Lond., 1967, p. 277より作成。但し、デヴォンシャーの organic borough については、Finberg, D. C. N. Q., pp. 203-208より作成。

イングランドの中世都市

第II表 イングランドの中世都市(成立年代) (注)

年代	A. 自生的都市 (organic borough)				B. 建設都市 (planted borough)			
	① イングランド及びウェールズ		② デヴォンシャー		① イングランド		② デヴォンシャー	
	都市数	%	都市数	%	都市数	%	都市数	%
1066以前	55	14	4	7	3	2	0	0
1066-70	0	0	0	0	6	3	0	0
1071-80	3	1	0	0	6	3	0	0
1081-90	0	0	0	0	5	3	1	6
1091-1100	1	—	0	0	4	2	0	0
	(4)	(1)	(0)	(0)	(21)	(11)	(1)	(6)
1101-10	3	1	0	0	6	3	0	0
1111-20	4	1	0	0	7	4	0	0
1121-30	3	1	0	0	6	3	0	0
1131-40	4	1	0	0	4	12	0	0
1141-50	4	1	0	0	2	1	0	0
1151-60	19	5	0	0	7	4	0	0
1161-70	11	3	1	2	6	3	0	0
1171-80	15	4	1	2	8	5	0	0
1181-90	7	2	1	2	8	5	0	0
1191-1200	12	3	1	2	13	8	2	11
	(82)	(22)	(4)	(8)	(67)	(38)	(2)	(11)
1201-10	21	6	4	7	9	5	1	6
1211-20	7	2	2	4	12	7	1	6
1221-30	10	3	0	0	15	9	0	0
1231-40	7	2	2	4	4	2	1	6
1241-50	9	2	4	7	8	5	3	17
1251-60	26	7	0	0	3	2	0	0
1261-70	8	2	0	0	5	3	1	6
1271-80	12	3	2	4	0	0	1	6
1281-90	16	4	3	5	4	2	2	11
1291-1300	10	3	2	4	5	3	3	17
	(126)	(34)	(20)	(35)	(65)	(38)	(13)	(75)
1301-10	6	2	7	13	4	2	0	0
1311-20	1	—	0	0	1	—	1	6
1321-30	1	—	2	4	2	1	0	0
1331-40	3	1	1	2	0	0	0	0
1341-50	8	2	0	0	1	—	0	0
1351-60	6	2	0	0	0	0	0	0
1361-70	2	1	0	0	1	—	0	0
	(27)	(8)	(10)	(19)	(9)	(3)	(1)	(6)
1371以後	82	22	9	16	1	—	0	0
	(82)	(22)	(9)	(16)	(1)	(—)	(0)	(0)
不明	5	1	10	19	6	3	1	6
	(5)	(1)	(10)	(19)	(6)	(3)	(1)	(6)
計	381		56		172		18	

注 A欄①については、J. Tait, *Medieval English Borough; Studies on its Origins and Constitutional History*, Manchester, repr., 1968, p. 184, A. Ballard, op. cit., pp. xxvi-xxxii, A. Ballard and J. Tait (ed.), *British Borough Charters 1216-1307*, Camb., 1923, pp. xxv-xxxiv, M. Weinbaum (ed.), *British Borough Charters 1307-1660*, Camb., 1943, pp. xxx-liv (尚、この文献は、和歌山大学、角山栄先生より御借りした。記して御礼申し上げる。), A欄②については、Finberg, D. C. N. Q., pp. 203-208より作成。B欄①については、M. Beresford, op. cit., p. 328, B欄②については、M. Beresford, op. cit., pp. 419-426より作成。尚、成立年代が不明確で、一定期間の何時かに成立したものとされているものについては、極めて便宜的ながら、その中間の年を成立年代として計算した。

ても、皆無の州が4つもあることを考えれば、デヴォンシャーが、都市の絶対数において、他を大きく引離していることは明らかであろう。州別の面積を勘案した1都市当りの面積の点においても、デヴォンシャーの1自生的都市当り29エーカーは最少、1建設都市当り92エーカーは、コーンウォール、ハートフォードシャー、ハンティンドンシャーに次いで第4位、自生、建設の別を問わない場合には、1都市当り22エーカーで、これまた最少であって、州内における都市の分布の密度は最高である。

次に成立年代についてはどうであろうか。第II表A欄が示すように、イングランドおよびウェールズの自生的都市は、1100年までに全体の15%、1101—1200年に22%、1201—1300年に34%、1301—1370年に8%、1371年以降に22%が、国王あるいは私的領主から特許状を受け、boroughとなっている。13世紀中に最も多く形成されているとはいえ、特定の時期に集中しているとはいえない。これに対して、デヴォンシャーの自生的都市は、boroughとして成立した年代が不明のものが全体の10%を占め、特定の時期への集中如何を云々することは早計であるが、1100—1200年の1世紀間に全体の8%、1201—1300年の1世紀間に35%、1301—1370年の70年間に19%、1371年以降に16%がboroughとなり、イングランドおよびウェールズ全体と比べた場合、1201—1370年における集中が目立つ。他方、デヴォンシャーの建設都市は、その圧倒的多数⁽¹⁵⁾が、1201—1300年に建設され、1301年以降の13%を加えると、13世紀以降の建設になるものは、実に全体の88%を数えるのに反して、1200年以前には、17%を数えるのみである。このデヴォンシャーにおける建設都市の成立の時期的な遅れは、イングランド全体の建設都市と比べれば、尚一層顕著である。イングランド全体の建設都市は、12世紀と13世紀のそれぞれ1世紀間に、全体の38%、従って1201年以降には計41%が建設されたのに対し、全体の49%もの都市は、1200年以前に建設されているのである。デヴォンシャーの建設都市が、イングランドの他の場所のそれよりもかなり遅れて建設された事実は、注目に値する。

それでは、デヴォンシャーの都市、就中、建設都市が、他州にかなり遅れて建設され、その圧倒的多数が13世紀以降に集中している事実をどのように解釈すべきであろうか。デヴォンシャーにおける都市の形成の遅れは、デヴォンシャーの定住の遅れによってもたらされたものであり、自生的都市、建設都市ともに、遅れた定住地の形成の一環として形成されたものであるとは考えられないであろうか。あるいはまた、デヴォンシャーにおける特殊な定住のあり方、時期的な遅れが、boroughの絶対数の多さ、密度の高さを生んだのではなからうか。以下において、この推論を検証するために、デヴォンシャーにおける定住地の形成をみてみよう。

II

ドゥムズデイ検地が明らかにした11世紀末期のデヴォンシャーの定住地はほぼ3,000である。⁽¹¹⁾このうちの多くは孤立農場(single farmstead)あるいは細村(hamlet)であって、アングロ・サクソン時代から既にデヴォンシャーの定住は、中部イングランドの定住とは異なったものであった。東部沿岸地帯に多い大規模な有核村落(nucleated village)にしても、周辺にかなりの孤立農場、細村を伴ったものであって、こうした有核村落のあり方自体、他の場所ではみられないものである。⁽¹²⁾14世紀半ばの定住地は、約15,000であったから、中世デヴォンシャーの定住地の圧倒的多数、つまり約12,000の定住地は、12世紀以降、殊に、第III表(後出別表)に示すように、13世紀から14世紀中期の黒死病による人口激減期に至る1世紀半の間に、集中して形成されたといえることができる。デヴォンシャーにおいては、開墾可能な土地が、西部地方を中心に広範に存在し、それが、人口の急増する13世紀という比較的遅い時期まで残されていたのである。

人口の急増する12世紀末期から13世紀に集中して行なわれた開墾と定住地の形成にあずかったのは、manor領主ではなく、個人の植民者、すなわち農民である。開墾にあたった農民は、manorの領主から特許状(charter)を受け、開墾地を自由保有地(socage tenure)として保有し、少額の貨幣地代を支払う自由農民に上昇したのである。こうした開墾地は、当然のことながら、極めて小規模な細村あるいは孤立農場であり、個々の農場で1エーカーを越えるものは稀であったし、当初から囲まれていた。⁽¹³⁾13世紀の後半には、こうして形成された細村、孤立農場は、アングロ・サクソン時代に形成された有核村落の開放耕地をしのぐほどになり、開墾が西部に進展するに伴って、自由農民の数も増加したのである。⁽¹⁴⁾

13世紀における農村人口の膨脹から生ずる人口圧力を、外延的に解消しうる可能性をもっていたデヴォンシャーでは、この時代のイングランドの多くの場所でみられた既存の定住地における人口急増と対領主関係における農民の地位の低下という傾向は、大幅にそがれたといわなければならない。人口の急成長を迎える以前にほぼ定住が完了し、未開墾地の開墾を終えたイングランドの古

注(11) W.G. Hoskins, Devon (New Survey of England; A New Historical Description of County and Town ed. by J. Simmons), Lond., 1954, p. 70.

(12) Ibid., p. 69.

(13) W.G. Hoskins, 'The Making of the Agrarian Landscape' in Devonshire Studies by W.G. Hoskins and H.P.R. Finberg, Lond., 1952, p. 312.

(14) W.G. Hoskins, Devon, p. 70.

(15) Ibid., p. 71.

(16) Ibid., p. 71.

(17) Ibid., p. 71.

(18) W.G. Hoskins, 'The Making of the Agrarian Landscape', p. 322.

い定住地、就中、ミッドランド地方の領主が、既存の有核村落における人口増大と農村の余剰労働力の発生に対して、直営地経営の拡大、慣習農民への領主権の強化、賦役の復帰というインテンシヴな方向でのぞみえたのに対して、デヴォンシャーの領主は、11世紀までに形成された定住地の多くが、領主権の脆弱な孤立農場、細村であったことに加えて、13世紀に至っても、広範な未開墾地が残存していたわけであるから、直営地経営の拡大、賦役の再強化の道ともに閉ざされていたのである。

中世イングランドにおいては、国王の承認をまたずに、私的領主が自己の所領の村に対して、都市的土地保有権を与えることは自由であったから、領主がローマ道路、地方幹線道路、河川の渡し場等の交通の要路、鉱山、毛織物工業の中心地である既存の村を borough とすること、あるいはそうした場所に都市を建設し、手工業者、商人、鉱山労働者等を集住させ、これを manor からの収入を補う収入源とすることは、比較的容易なことであった。12世紀の後半から黒死病による人口激減に至るまでの2世紀の間、デヴォンシャーにおいては、領主は、自己の所領の農民に特許状を与えて森林、荒蕪地の開墾にあたらせ、これを自由保有地として保有せしめ、貨幣地代を見込む一方、所領の一部に都市的土地保有を導入して borough とし、市場取引税、手工業者、商人への課税、旧来の manor 裁判所とは別の都市裁判所 (Shammel Mote, Portmanmote) を開設し、裁判所収入を期待するか、あるいはこうして形成された borough に追加的な特権を売却するという間接的な収入を期待する傾向が強かったのである。更に一步進んで、無人の地に borough を建設し、定住者を募って、前述のような間接的な収入を見込まざるをえなかったであろう。少なくとも、12世紀末期以降の人口増大から生じる様々な社会経済的变化に対して、デヴォンシャーの領主は、他州の領主とは異なった対応を強いられた筈である。こうした状況は、程度の差こそあれ、ウェールズ、アイルランドあるいはオスト・エルベのそれに近かったといえよう。

他方、領主の側からする前述のような対応とは別に、領主の borough 形成の意図の如何にかかわらず、デヴォンシャーの西部地方を中心にこの時代に多数輩出した開墾村の側にも、borough を生み出す要因があったことは、前述の開墾のあり方から当然予想されるところであろう。自身の資力で森林、荒蕪地を開墾し、定住地を形成した農民は、領主の特許状によって保証された自由保有地と自由農民としての身分を、より強固なものとするために、その自由保有地を、一層保有権の強い都市的土地保有とし、自身の共同体を領主の干渉から自由な borough に上昇させようとする

注(19) M.M. Postan, 'Medieval Agrarian Society in its Prime, §7. England' in Cambridge Economic History of Europe, Vol. I. ed. by M.M. Postan, 2nd. ed., Camb., 1966. pp. 581-584, E.A. Kosminsky, Studies in the Agrarian History of England in the Thirteenth Century (Studies in Medieval History, Vol. VIII), Oxford, 1956, pp. 327-8.

(20) C. Stephenson, Borough and Town; A Study of Urban Origins in England (Monographs of the Medieval Academy of America, No. 7), Camb. Mass., 1933, pp. 139-40.

(21) Ibid., p. 31.

傾向があった。13世紀におけるデヴォンシャーの多数の borough のうちには、領主の特許状が必ずしも史料的に裏付けられないいわゆる "village borough" が少なくないが、こうした borough の成立は、おそらく開墾村の農民の要求に対する領主の妥協あるいは極端な場合には農民による単なる自称に負うところが大きであったと思われる。

いずれにしてもデヴォンシャーにおける開墾と定住地の形成の相対的な遅れは、領主側に、定住の特殊な状況の下で、収入の増加を図る一手段として、borough の形成を促がしたのみならず、開墾の進展によって創出された開墾村の農民に対しても、その定住地を borough であると主張させる要因を作り出したといえよう。新たに開墾された地域においては、borough であることから生ずる市場開設権等の既得権は、未だ存在しておらず、旧来の都市の市場圏も開墾された地域を包摂するほど広範ではなかったから、小規模な "village borough" も、少なくとも短期的には、その存在理由をもちえたのである。

ところで、中世デヴォンシャーにおける多数の borough の存在はまた、デヴォンシャーの旧来の都市にも少なからぬ影響を与えている。定住が早い時期に完了した場所における旧来の都市が、13世紀には、人口増大によって生じた農村の余剰人口の捌口として、多くの流入人口をかかえ、次第に閉鎖性を強め、14世紀中期以降の人口激減以降には、反対に、対農村関係の逆転によって、都市の統治機構を多かれ少なかれ開放的にせざるをえなかった事実は、多くの史実によって示されているところである。これに反して、デヴォンシャーの旧来の中心都市、Exeter においては、非自由市民の増加、市政の寡頭制の支配の確立、商人による手工業者のギルドへの参加の排除等の他都市にみられた閉鎖性は、13世紀には目立ったものではなかった。寡頭制支配の強化とそれに反抗する手工業者の動きは、他の都市よりもほぼ1世紀遅れて、15世紀末期に漸く顕著になり始めたのである。中世デヴォンシャーの社会経済的發展に大きな意味をもった多数の borough の内容はどのようなものであったか、以下、具体的にその特権、慣習、成立の事情をみてみよう。

注(22) H.P.R. Finberg, Tavistock Abbey; A Study in the Social and Economic History of Devon, 2nd edn., Newton Abbot, 1969, p. 73. socage tenure は、burgage tenure と違って、土地の売却、遺贈が自由ではない。M. de W. Hemmeon, op. cit., p. 5.

(23) W.G. Hoskins, Devon, p. 106.

(24) M. Beresford, op. cit., p. 417.

(25) G.H. Martin, "The English Borough in the Thirteenth Century", Trans. of Royal Hist. Soc., 5th ser., Vol. 13, 1962, p. 127.

(26) A.R. Bridbury, Economic Growth; England in the Later Middle Ages, Lond., 1962, p. 58.

(27) E. Miller, "The Fortunes of the English Textile Industry during the Thirteenth Century", Econ. Hist. Rev., 2nd ser., Vol. XVIII, No. 1, 1965, p. 73.

(28) Exeter の仕立工ギルドを中心とする手工業者の市当局への反抗については、T. Smith (ed.), English Guilds (Early English Text Society, Original Series, No. 40, Oxford, repr. 1963), pp. 299-312, J. Green, Town Life in the Fifteenth Century, Lond., 1894, Vol. II, pp. 173-185.

III

11世紀から16世紀までに形成されたデヴォンシャーの borough の詳細は、第IV表に示すとおりである。以下、自生的都市、次いで建設都市の順で都市特権の内容、成立の具体的過程についてみてみよう。ドゥムズデイ検地以前の4都市のうち、1. Exeter は、都市特権の内容、規模において、他州の大規模な都市にひけをとらないが、大規模な都市では往々免除されている都市領主への土地相続税 (relief)⁽²⁹⁾、都市領主の土地先買権 (retrait feodal)⁽³⁰⁾ 等の、自治を制限する制度がみられる。大規模な都市に多い Gild Merchant も Exeter には存在していない。他の点では、Exeter は他州の大規模な都市とはほぼ同じであり、1259年には、年々13.9s. で都市収入徴収請負権 (firma burgi) を得ている。デヴォンシャーの borough のうち、Gild Merchant をもつものは、2. Barnstaple と 3. Totnes のみである。⁽³²⁾ Barnstaple の都市特権、慣習は、ノルマンディーの Breteuil のそれに酷似しているといわれる。⁽³³⁾ Breteuil 型の都市では、都市的土地保有に固有の土地遺贈 (devise) は、購入した土地、相続地ともに自由ではなかったが、Barnstaple も、15世紀末期までは、この種の制限を蒙っていた。⁽³⁴⁾ 4. Lydford は、元来、西部の荒地 Dartmoor 地方の鉱山物の取引によって成立した都市であり、1195年には鉱山裁判所の所在地であったが、⁽³⁵⁾ ドゥムズデイ検地以降、後述する 16. Tavistock, 5. Okehampton に市場圏を奪われ、都市としては、重要性を失なっている。勿論、これら4都市のいずれも、第IV表⑥欄に示した時期に、歳市および週市開設権を得ている。⁽³⁶⁾

前述の Barnstaple と同様、ドゥムズデイ検地以降に成立した 7. Bideford, 8. Bradninch も、Breteuil 型の都市であり、共通の慣習 (年地代 12d., 領主裁判所への出廷義務, 自由市民権獲得条件—a day and a year clause) をもっている。⁽³⁷⁾ 後者は、12世紀イングランドの borough には稀な裁判権の

注(29) H. de W. Hemmeon, op. cit., p. 20, f. n.

(30) M. Bateson (ed.), Borough Customs, Vol. II (The Publications of Selden Society, Vol. XXI, 1906), p. 61.

(31) C. Gross, op. cit., Vol. II, p. 22. もっとも、最近の研究によれば、Exeter には、少なくとも12世紀末期から13世紀半ばまで、Gild Merchant が存在したことが確認されている。B. Wilkinson, The Medieval Council of Exeter (University College of the South-West of England, History of Exeter Research Group, Monograph, No.4), Manchester, 1952, pp. xviii-xix.

(32) A. Ballard and J. Tait, op. cit., p. 316. 尚、正式に国王から取得したのは、1332年であり、年々20である。B. Wilkinson, op. cit., p. vix.

(33) Totnes の Gild Merchant については The Description of the Cite of Excester by John Vowell alias Hoker, Pt. II, transcribed and ed. by W. J. Harte, J.W. Shopp and H. Tapley-Soper, (The Devon and Cornwall Record Society, 1919), pp. 513-4, C. Gross, op. cit., pp. 235-244, Barnstaple の Gild Merchant については、C. Gross, op. cit., Vol. II, pp. 12-15.

(34) M. Bateson, "The Laws of Breteuil", Engl. Hist. Rev., Vol. XV, 1900, p. 503.

(35) M. de W. Hemmeon, op. cit., p. 136.

(36) Ibid., p. 137.

(37) W.G. Hoskins, Devon, p. 134.

(38) Ibid., p. 116.

(39) M. Bateson, "The Laws of Breteuil", Vol. XV, pp. 309-311, Vol. XVI, 1901, pp. 106-7.

自律性 (総ての訴願 pleas を borough 内部で処理する特権)⁽⁴⁰⁾ を早くから獲得している。その他、11世紀末期以降の自生的都市のうち比較的規模の大きなものとしては、34. Dartmouth が挙げられる。対仏貿易の中心地であり、当初3つの定住地 (Clifton, Dartmouth, Hardness) から構成されていた海港都市 Dartmouth は、1314年、エドワード3世から市長選出権を与えられ、⁽⁴¹⁾ デヴォンシャーの borough のうちでは、最も早く自治を獲得している。⁽⁴²⁾ 前述の4都市と同様、以上述べた borough は、総て歳市および週市開設権をえている。⁽⁴³⁾

次に、比較的小規模な自生的都市のうち、成立の背景が判明しているものについて述べておこう。12世紀末期に急成長を示した Dartmoor の鉱業は、周辺に多数の鉱山都市を生んでいる。⁽⁴⁴⁾ 中世の鉱山法 (assize of mine) は、錫の取引を borough あるいは市場町に限定し、manor の裁判権が採掘にあたる農民に及ぶことを禁止したため、Dartmoor 周辺の manor 領主は、所領を borough とし、⁽⁴⁵⁾ 鉱山物取引からあがる収入を期待するところ大であった。6. Ashburton, 16. Tavistock は、こうした領主の意図の下に borough とされたところである。⁽⁴⁶⁾ 32. Combe Martin は、鉱山都市としては規模の大きいものであり、旧来の定住者のほかにダービーシャーから317人の銀採掘労働者を強制的に集住させて成立したものである。⁽⁴⁷⁾ これらの鉱山都市のほか、10. Crediton, 17. Tiverton, 24. Bovey Tracey, 30. Chudleigh, 31. Chulmleigh, 46. Moretonhampstead, 53. North Molton には、13・14世紀に fulling mill の所在が記録されており、⁽⁴⁸⁾ こうした borough は、縮絨工、織布工の集住する場所であったと思われる。その他の自生的都市は、海運、農産物取引、内陸交通の要路、公的機関の所在によって borough となった場所である。⁽⁴⁹⁾

ところで、かなり早い時期から都市として存在していた場所は別として、12世紀後半から13世紀にかけて、borough の資格を与えられた自生的都市の市域、旧定住地との関係は、具体的にはどのようなものであっただろうか。前述の Tavistock の場合、領主である修道院長の明確な意志によって、市域は全所領の36分の1にあたる区画に限定され、⁽⁵⁰⁾ その他の場所は、名称も Hardwick Manor と改められ、manor 裁判所、Hundred 裁判所、manor に対する領主のその他の権利は、この Hardwick に移管されている。⁽⁵¹⁾ 修道院長ウォルターは、旧 Tavistock Manor の18人の小屋住農民お

注(40) A. Ballard, op. cit., pp. xcvi, xcix.

(41) W.G. Hoskins, Devon and its People, Exeter, 1959, p. 51.

(42) C.C.R., Vol. IV, p. 389, Vol. V, p. 3.

(43) H.R. Watkin, History of Dartmouth, Report and Transactions of the Devonshire Association for the Advancement of Science, Literature and Art. (以下 T.D.A. と略記), Parochial Histories of Devon, No. 5, Vol. I, Pre-Reformation, 1935, p. 38.

(44) W.G. Hoskins, Devon, p. 131.

(45) H.P.R. Finberg, 'The Borough of Tavistock' in Devonshire Studies, p. 179.

(46) W.G. Hoskins, Devon, p. 132.

(47) P. Chope ed., Early Tours in Devon and Cornwall, Newton Abbot, repr., 1967, p. 178, f.n.

(48) W.G. Hoskins, Devon, pp. 124-5.

(49) 13. Modbury は Hundred 法廷の所在地として発展した borough である。The Place Names of Devon, Pt. I, p. 279.

(50) H.P.R. Finberg, 'The Borough of Tavistock', pp. 173, 176.

(51) Ibid., p. 176.

よび数名の非自由農民の賦役を免除し、これに修道院の雇用する若干の農業労働者を加えて、市域内に居住することを許し、市民 (burgess) とした⁽⁵²⁾のである。但し、領主は、成立当初の borough の住民に対しては、以前の運搬賦役および修道院長の身辺護衛の義務を相変らず課している。その他、前述の Tavistock とほぼ同様に、手工業者が居住している manor の一区画を borough とした⁽⁵³⁾ものとして 17. Tiverton があり、manor の居住地のほとんどが borough となった例として 62. Ashburton、⁽⁵⁴⁾数個の manor の部分が集まって市域を構成した⁽⁵⁵⁾ものとして 65. Sutton Prior がある。⁽⁵⁶⁾尚、これらは総て、領主による borough 形成の意図が明らかであり、従って市域、裁判権、旧定住地の住民との関係が明確に規定されていたが、賦役免除を目的として borough の資格を要求する農民と領主の妥協から生れた borough (例えば、39. Hatherleigh)⁽⁵⁷⁾のうちには、borough の区画が不明確で、旧定住地の全部が borough の区画となるものが少なくなかった。

次に、建設都市の都市特権、慣習、具体的な建設の過程についてはどうであろうか。ドゥムズデア検地の時点で、既に 4 人の市民と市場の存在が記録されている⁽⁵⁸⁾⑤・Okehampton は、Breteuil 型の慣習をもつといわれる都市としては最古のものである。⁽⁵⁹⁾前述の Barnstaple, Bideford, Bradninch と同様、Breteuil の慣習とよばれるものをもつが、Okehampton の都市特権のうち、注目すべきものは、他の都市では未だみることのできない borough の自律性である。通常、12 世紀あるいは 13 世紀の領主の borough への特許状には、特権の享受者として、個々の市民 (burgess) が記載されているが、Okehampton の特許状には、個々の市民に代って、borough という言葉が用いられている。⁽⁶⁰⁾この時代に、こうした形で都市共同体の自律性を享受した例は、デヴォンシャー以外でも極めて稀である。⁽⁶¹⁾この Okehampton に次いで早い時期に建設された⁽⁶²⁾⑩・Plympton Erle は、前述の自生的都市 Exeter に先んじて 1223—4 年に、領主たるデヴォン伯から、年 4 回払いで、£ 24. 2s. 2d. の都市収入徴収請負権を獲得しているが、金額は、1259 年の Exeter の £ 13. 9s. と比べるとかなり高額である。事実、この特権を獲得した当初、Plympton は、実際には、領主に対して £ 16 強しか支払っておらず、請負金額通りに支払うことが可能となったのは、Plympton が、都市として

注(52) Ibid., p. 188.

(53) H.P.R. Finberg, Tavistock Abbey, p. 72.

(54) J. Youings, "King Jame's Charter to Tiverton 1615", T.D.A., Vol. XCIX, 1967, p. 150.

(55) H. J. Hanham, "A Tangle Untangled, the Lordship of the Manor and Borough of Ashburton", T.D.A., Vol. XCIV, 1962, pp. 442-3.

(56) C. W. Bracken, "The Obsolete Plymouth Manors of Sutton Pyll, Radcliffe and Lulyetts Feo", T. D. A., Vol. LXXIV, 1942, p. 212.

(57) J. Manaton, History of Hatherleigh, T.D.A., Parochial History Section, 1951, p. 4.

(58) E. H. Young, "A Short Account of the Okehampton Market", T. D. A., Vol. LVII, 1926, p. 187, E.H. Young, History of Okehampton, T.D.A., Parochial Histories of Devonshire, No. 1, p. 28.

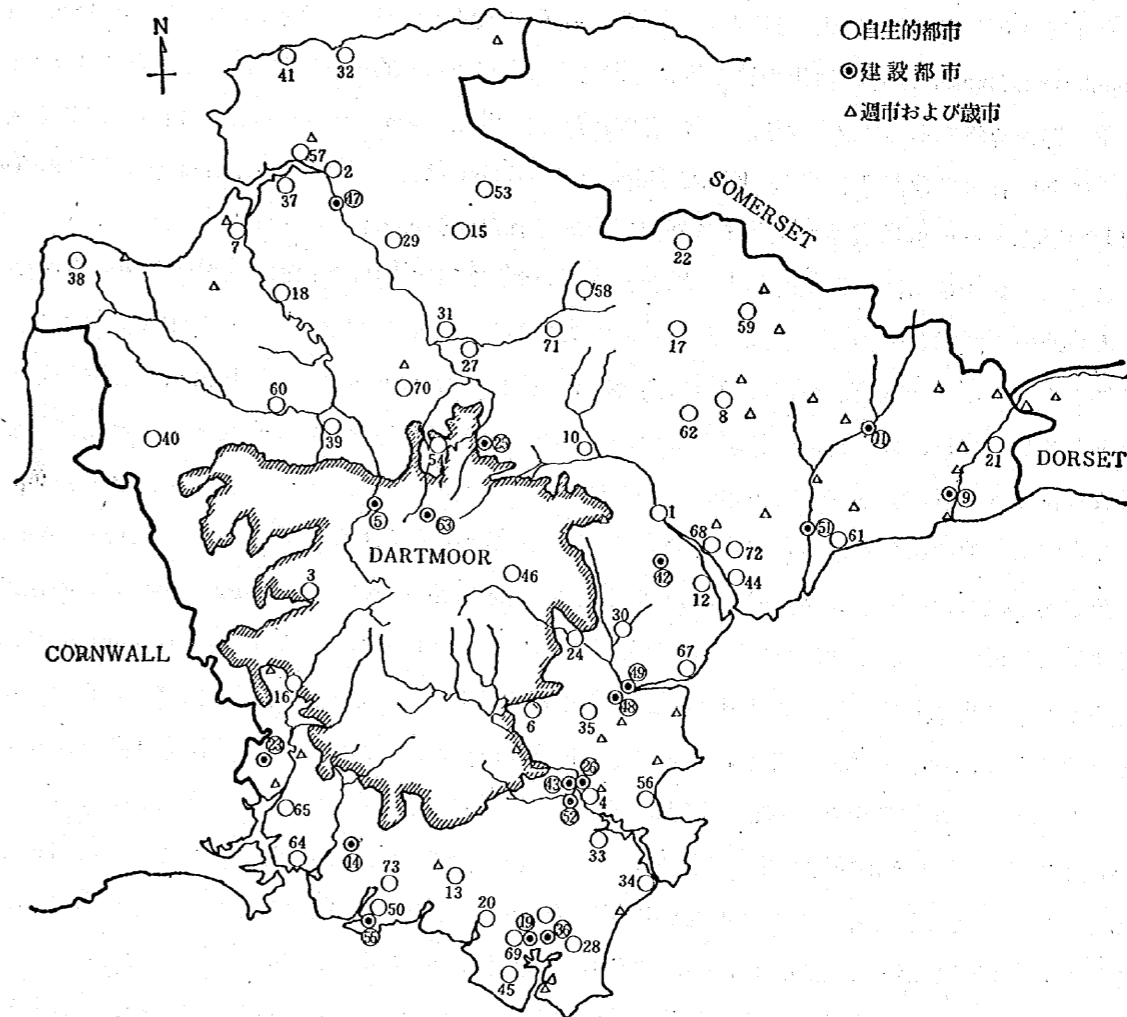
(59) M. Bateson, "The Laws of Breteuil", Vol. XVI, pp. 105-6.

(60) A. Ballard, op. cit., p. xevi.

(61) Ibid., p. c.

(62) K.Ugawa, "The Economic Development of Some Devon Manors in the Thirteenth Century", T. D. A., Vol. XCVI, 1962, p.660.

第 I 図 デヴォンシャーの都市と市場町



充分な発展をみる 14 世紀末期以降である。⁽⁶³⁾

Okehampton, Plympton をはじめとして、デヴォンシャーの建設都市には、Dartmoor 地方の鉱山業に関係したものが少なくない。前述の自生的都市 Combe Martin と同様に、ダービーシャーから 384 人、ウェールズから 35 人の銀採掘労働者を集住させた⁽⁶⁴⁾②・Bere Alston のほか、第 I 図に示したように、Dartmoor の鉱山業は、鉱山物運搬のための河川の流域に幾つかの建設都市を生んでいる。ローマ道路と Dartmoor の鉱山物を運ぶ Dart 川が交差する地点に Dart 川を挟んで建設された⁽⁶⁴⁾⑥・Bridgetown Pomeroy と ⑦・Northford, Exeter と Okehampton を結ぶ幹線道路が、Taw 川の支流と交差する地点に建設された⁽⁶⁴⁾⑧・Bow と ③・South Zeal, Tein 川が海に注ぐ地点に建設された⁽⁶⁴⁾⑨・Newton Abbot と ④・Newton Bushel は、総て Dartmoor の鉱山業が生んだ都市である。

注(63) Ibid., p. 661.

(64) W.G. Hoskins, Devon, p. 136. 尚、第 I 図は、C.C.R., Vol. I-VI, M. Beresford, op. cit., pp. 417-426, Finberg, D. C.N. Q., pp. 203-8. より作成。

その他、河川の流域に建設されたものとしては、東部では、ローマ道路が Yarty 川と交差する地点に建設された⑨・Colyford, 同じくローマ道路が, Otter 川と交差する地点に建設された⑤・Newton Poppleford, Exeter 郊外の河川の渡し場に建設された ⑫・Kennford, 南部では, 中心都市 Exeter へ通ずる幹線道路に沿って入江の近くに建設された ⑤・Noss Mayo, ローマ道路の始点で同じく入江近くに向い合って建設された ⑨・Kingsbridge と ⑬・Dodbrooke, 北部では, Barnstaple 郊外の Taw 川と Exeter への幹線道路の交差する地点に建設された ⑩・Newport⁽⁶⁵⁾がある。

これらの建設都市は、自生的都市の場合とは違って、領主の明確な建設の意図の下に、当初から無人の地の一区画を区切って建設されたものであるから、市域は問題ないが、都市建設にあたって募集する borough の住民の身分、殊に建設都市の領主の manor の農民が、borough に移住して市民となる場合には、borough の住民の身分について、領主が条件をつける例は多い。例えば、前述の Plympton の場合、領主は、manor の非自由農民については、たとえ彼等が borough の居住者となっても、他の市民と同様の自由身分を取得することを禁止している。また、Berry Pomeroy⁽⁶⁶⁾の領主が建設した Bridgetown Pomeroy の場合も、borough へ移住した Berry Pomeroy の住民は、移住後も manor の非自由農民としての身分は消えなかったし、こうした市民が borough の役職に就くことは禁止されている。⁽⁶⁷⁾以上述べた建設都市が享受していた特権や慣習の内容は、自生的都市ほど明らかではないが、建設都市のうちにも、Plympton のほか、都市収入徴収請負権を獲得した⁽⁶⁸⁾ものがあり、自生的都市との特権や慣習の相違は、次第に消滅して行ったものと思われる。⁽⁶⁹⁾

最後に、建設都市と市場開設権との関係について述べておこう。第 I 図にも示したように borough なる名称を一度も与えられたことのない場所で週市および歳市開設権を与えられたものも多いのであるから、建設都市の領主が、borough の住民に最低限、市場開設権を保証せざるをえなかったことは、当然といえるであろう。また、都市建設の目的そのものが、商工業者への課税、市場取引税の取得であったのであるから、領主は、他の特権にもまして市場開設権を積極的に獲得しようとしたであろう。第 IV 表⑤欄が示すように、自生的都市で市場開設権を獲得していないものはかなりあるが、建設都市は、ほとんど総て市場開設権をもっており、しかも borough 建設の直後にそれを獲得しているものが多いのである。⁽⁷¹⁾

注(65) M. Beresford, op. cit., pp. 113-115, 116, 419-426.

(66) A. Ballard and J. Tait, op. cit., p. 141.

(67) Hist. MSS. Com., 15th Rep., App., Pt. VII, The Manuscripts of the Duke of Somerset, The Marquis of Ailesbury, and the Rev. Sir. T.H.G. Buleston, Bart., Lond., 1898, p. 135.

(68) Ibid., p. 135.

(69) Newport (1291), M. Beresford, op. cit., p. 423.

(70) E. Ennen, op. cit., p. 409.

(71) 例えば、Plympton Erle, Kingsbridge, Bere Alston, Bow, Kennford, Newport, Newton Bushel, Noss Mayo 等。尚、建設都市と市場開設権との関連については、武居良明『建設都市と市場』(イギリス中世史研究会編「イギリス封建社会の研究」, 東京, 1969 所収), pp. 204-213 を参照のこと。

Hundred	地 域	1066年以前	1066—1086	1087—1100	1101—1150	1151—1200
Braunton		2(0.7)	59(21.1)	0(0)	0(0)	12(4.3)
Fremington	北部地方	0(0)	20(12.2)	0(0)	0(0)	4(2.4)
South Molton		0(0)	27(9.3)	0(0)	1(0.3)	3(1.0)
Shearwell	Exmoor	1(0.6)	29(19.2)	1(0.6)	0(0)	3(1.9)
Hartland		1(0.6)	13(8.1)	0(0)	0(0)	7(4.4)
Shebbear	中部地方	2(0.5)	56(15.5)	0(0)	0(0)	8(2.2)
North Tawton		1(0.3)	37(13.4)	0(0)	0(0)	2(0.7)
Witheridge		0(0)	47(13.7)	0(0)	0(0)	3(0.8)
Black Torrington	西北部	2(0.3)	61(10.8)	0(0)	1(0.1)	5(0.8)
Lifton	西部地方	6(1.4)	40(9.9)	0(0)	0(0)	4(0.9)
Roborough	(Dartmoor)	2(0.7)	27(9.4)	1(0.3)	2(0.7)	3(1.0)
Tavistock		1(0.9)	3(2.9)	0(0)	0(0)	3(2.9)
Haytor		9(2.7)	39(11.7)	0(0)	0(0)	17(5.1)
Ervington		0(0)	30(11.2)	0(0)	0(0)	4(1.5)
Plympton	南部地方	0(0)	36(22.0)	0(0)	0(0)	1(0.6)
Stanborough		7(2.3)	36(12.0)	0(0)	0(0)	1(0.3)
Coleridge		3(1.1)	33(12.6)	0(0)	2(0.7)	1(0.3)
Wonford		13(2.8)	54(11.6)	3(0.6)	3(0.6)	10(2.1)
Exminster		10(4.8)	18(8.7)	1(0.4)	2(0.9)	0(0)
East Budleigh		8(3.2)	17(6.9)	1(0.4)	0(0)	13(5.3)
Ottery St. Mary	東部地方	6(11.7)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
Cliston	(Exeter 周辺)	1(1.0)	11(11.2)	0(0)	0(0)	0(0)
Hayridge	地方)	2(0.7)	38(15.0)	1(0.3)	0(0)	5(1.9)
Crediton		18(10.5)	1(0.5)	0(0)	0(0)	0(0)
West Budleigh		2(2.3)	12(13.9)	0(0)	0(0)	0(0)
Tiverton		1(1.0)	11(11.7)	0(0)	0(0)	1(1.0)
Bampton		3(2.3)	10(7.8)	1(0.7)	2(1.5)	4(3.1)
Halberton		4(4.0)	19(19.1)	0(0)	3(3.0)	6(6.0)
Hemyock	東部地方	4(2.3)	12(7.0)	0(0)	0(0)	6(3.5)
Axminster		4(1.2)	24(7.4)	0(0)	1(0.3)	7(2.1)
Colyton		6(3.3)	17(9.6)	0(0)	0(0)	6(3.3)
計		124(1.6)	862(11.3)	10(0.1)	21(0.2)	151(1.9)

注 The Place Names of Devon, Pt. I and II (English Place Name Society ed. by J.E.B. Gover, A. 御礼申し上げる。) 尚、この表に示した定住地は、記録にあらわれた限りの定住地であって、デヴォンシヤ 689—691の耕地名を省いてあるが、厳密にいえば、狭義の定住地以外のものも含まれているであろう。

デヴォンシャーにおける定住地の形成 (注)

() 内は%

1200	1201 — 1250	1251 — 1300	1301 — 1350	1351 — 1400	1401 — 1450	1451 — 1500	1501 年以後	不 明	計
4.3)	37(13.2)	17(6.0)	82(29.3)	4(1.4)	8(2.8)	4(1.4)	52(18.6)	2(0.7)	279
2.4)	27(16.5)	18(11.0)	63(38.6)	10(6.1)	1(0.6)	2(1.2)	18(11.0)	0(0)	163
1.0)	48(16.6)	54(18.6)	94(32.5)	2(0.6)	9(3.1)	5(1.7)	45(15.5)	1(0.3)	289
1.9)	20(13.2)	13(8.6)	30(19.8)	1(0.6)	6(3.9)	3(1.9)	43(28.4)	1(0.6)	157
4.4)	18(11.3)	25(15.7)	58(36.4)	2(1.2)	0(0)	0(0)	34(21.3)	0(0)	159
2.2)	52(14.4)	31(8.5)	123(34.0)	9(2.4)	11(3.0)	6(1.6)	60(16.6)	3(0.8)	361
0.7)	43(15.6)	18(6.5)	116(42.1)	6(2.1)	16(5.8)	6(2.1)	30(10.9)	0(0)	275
0.8)	67(19.6)	38(11.1)	117(34.3)	14(4.1)	2(0.5)	2(0.5)	50(14.6)	1(0.2)	341
0.8)	106(18.7)	43(7.6)	185(32.8)	16(2.8)	6(1.0)	15(2.6)	118(20.9)	6(1.0)	564
0.9)	69(17.0)	40(9.9)	97(24.0)	23(5.6)	18(4.4)	16(3.9)	85(21.0)	6(1.4)	404
1.0)	27(9.4)	42(14.7)	55(19.2)	13(4.5)	10(3.5)	12(4.2)	87(30.5)	4(1.4)	285
2.9)	20(19.6)	15(14.7)	16(15.6)	8(7.8)	7(6.8)	17(16.6)	11(10.7)	1(0.9)	102
5.1)	41(12.3)	28(8.4)	68(20.4)	16(4.8)	9(2.7)	5(1.5)	99(29.8)	1(0.3)	332
1.5)	46(17.2)	28(10.5)	84(31.5)	6(2.2)	8(3.0)	9(3.3)	45(16.9)	6(2.2)	266
0.6)	19(11.6)	29(17.7)	34(20.8)	8(4.9)	1(0.6)	6(3.6)	27(16.5)	2(1.2)	163
0.3)	50(16.7)	46(15.4)	84(28.1)	7(2.3)	5(1.6)	9(3.0)	49(16.4)	4(1.3)	298
0.3)	27(10.3)	35(13.4)	66(25.2)	25(9.5)	8(3.0)	3(1.1)	53(20.3)	5(1.9)	261
2.1)	70(15.0)	58(12.7)	110(23.7)	15(3.2)	11(2.3)	13(2.8)	103(22.1)	0(0)	308
0)	34(16.5)	15(7.3)	58(28.2)	6(2.9)	4(1.9)	2(0.9)	54(26.3)	1(0.4)	205
5.3)	37(15.1)	29(11.8)	58(23.6)	7(2.8)	2(0.8)	10(4.0)	62(25.3)	1(0.4)	245
0)	10(19.6)	4(7.8)	12(23.5)	4(7.8)	4(7.8)	1(1.9)	10(19.6)	0(0)	51
0)	22(22.4)	9(9.1)	20(20.4)	2(2.0)	2(2.0)	1(1.0)	26(26.5)	4(4.0)	98
1.9)	38(15.0)	15(5.9)	61(24.2)	5(1.9)	13(5.1)	6(2.3)	66(26.1)	2(0.7)	252
0)	29(17.0)	24(14.1)	60(35.2)	3(1.7)	1(0.5)	3(1.7)	31(18.2)	0(0)	170
0)	14(16.2)	8(9.3)	36(41.8)	2(2.3)	1(1.1)	3(3.4)	8(9.3)	0(0)	86
1.0)	18(19.1)	11(11.7)	26(27.6)	0(0)	3(3.1)	2(2.1)	21(22.3)	0(0)	94
3.1)	26(20.3)	12(9.3)	39(30.4)	1(0.7)	0(0)	1(0.7)	29(22.6)	0(0)	128
6.0)	10(10.1)	7(7.0)	20(20.2)	0(0)	3(3.0)	2(2.0)	25(25.2)	0(0)	99
3.5)	20(11.6)	8(4.6)	43(25.1)	3(1.7)	2(1.1)	0(0)	73(42.6)	0(0)	171
2.1)	32(9.9)	28(8.6)	70(21.6)	14(4.3)	12(3.7)	16(4.9)	113(34.9)	2(0.6)	323
3.3)	19(10.7)	12(6.7)	47(26.5)	7(3.9)	3(1.6)	4(2.2)	56(31.6)	0(0)	177
1.9)	1,140(15.0)	779(10.2)	2,131(28.1)	254(3.3)	190(2.5)	186(2.4)	1,662(21.9)	53(0.7)	7,564

ver, A.Mawer and F.M.Stenton, Vol. VIII, 1931, Vol. IX 1932)より作成。(この文献は、立教大学、鶴川馨先生から御借りした。記して
 ンシャーの定住地を網羅するものでは勿論ない。また、この表からは、Pt. I, pp. 1—18の河川名, pp. 18—19の丘陵名, Pt. II, pp.
 う。

第IV表 デヴォンシャーのBorough (注)

borough	① borough 成立年	② 定住形成年	③ Domesday Bookの人口	④規 模		⑤市場開設権		⑥ 1334年 臨時税額	⑦ 1445年臨時 税額引率(%)	⑧ 1540-1640 市場町	⑨ 1801年 の人口
				市民 (burgess) 数, 人口	市民土地保有(burgage)数	地代, その他都市収入	週市				
1 Exeter	1066以前	C. 150	400	4,000 (1334), 2,400 (1377)		£ 13. 9 s. (1259)	? ?	£ s. 36. 12. 4	27. 5	○	17, 398
2 Barnstaple	1066以前	979-1016	49	1,000 (1377)	156 (1326)		1344 1344	18. 14. 0	18	○	3, 748
3 Lydford	1066以前	C. 910	69	48 (1300), 200 (1334)			1267 1267	1. 3. 4	0		
4 Totnes	1066以前	979-1016	110	1,500 (1377)	217 (1273)		? ?	8. 7. 8	24	○	2, 503
⑤ Okehampton	1086	1086	5 + 60	140 (1274)		£ 8. 15 s. (1292)	1086 1115	1. 12. 8	61	○	1, 500
6 Ashburton	?	1008-12	60				1309 1309	3. 6. 11	10	○	
7 Bideford	C. 1217	1086	52				1272 1272	6. 0. 0	22	○	2, 987
8 Bradninch	C. 1208	1086	65	120 (1300), 500 (1334)			1239 1239	2. 16. 8	28	○	1, 187
⑨ Colyford	C. 1238	1238		133 (1377)	112 (1274), 111 (1292)	£ 4. 16 s. (1274)	1208	1. 5. 0			
10 Crediton	C. 1242	739	377	185 (1377)			1309 1309	4. 1. 1	74	○	
⑪ Honiton	1193-1217	1193-1217				£ 5. 15 s. (1244), £ 11. 9 s. (1285)	1247	2. 16. 8	23	○	
12 Kenton	1238	1086	46						29		
13 Modbury	C. 1238	1086	45	315 (1377), 210 (1377)				3. 10. 0	38	○	
⑭ Plympton Erle	1194	1194	33	260 (1377)		£ 16. 13 s. (1223), £ 24. 2 s. (1377)	1194 1194	4. 6. 8	15	○	604
15 South Molton	1175以後	1086	18	500-1,000 (1334)	160 (1326)		1246 1246	6. 5. 5	26. 5	○	3, 826
16 Tavistock	1185	981	49	62 (1332), 500 - 1,000 (1334)	109 (1291)	£ 1. 6 s. (1224), £ 7. 8 s. (1291)	c. 1105	9. 0. 0	13	○	
17 Tiverton	1193-1217	880-5	78				1257 1257	2. 0. 0	50	○	6, 505
18 Torrington	1135-94	1086	62	65 (1332)	43 (1326)		1182 1182	7. 17. 2	4	○	2, 044
⑲ Kingsbridge	C. 1219	C. 1219					1220 1220	3. 10. 0	43	○	
20 Aveton Giffard	?	1086	41				1290 1290				
21 Axminster	1209-10	C. 900	54							○	
22 Bampton	1302	1086	53	30 (1302)			1258 1267			○	
⑳ Bere Alston	1295-1305	1295-1305		20 (1305)	21 (1305)		1295 1295			○	
24 Bovey Tracey	13世紀初頭	1086	32	64 (1326)			1260 1260			○	
㉑ Bow	1259-1326	1259-1326		34 (1326)	34 (1326)	£ 9. 1 s. (1326)	1259 1259			○	
㉒ Bridgetown Pomeroy	C. 1250	C. 1250		23 (1292), 55 (1293)		£ 7. 13 s. (1305)	1267				
27 Chawleigh	1340	1086	48								
28 Chillington	1309	1086	101			£ 3. 2 s. (1309)					
29 Chittlehampton	?	1086	15								
30 Chudleigh	C. 1308	C. 1150					1309 1309			○	
31 Chulmleigh	C. 1274	1086	70		83 (1274), 83 (1292)	£ 2. 15 s. (1245), £ 2. 2 s. (1274)				○	
32 Combe Martin	1249	1086	37	82 (1326)	82 (1326)	£ 11. 17 s. (1326)	1265 1265			○	
33 Cornworthy	?	1086	43								
34 Dartmouth	1250	1049		1,000 (1377)			1230 1230	16. 0. 0	39. 5	○	
35 Denbury	1393	1086	11			£ 4. 11 s. (1393)	1286 1286				
㉓ Dodbrooke	1319	1319		170 (1377)			1257 1257	2. 3. 4	37	○	
37 Fremington	C. 1322	1086	76								
38 Harton	1290	1281	135	30 (1299)		£ 1. 10 s. (1299)	1286 1286				
39 Hatherleigh	1374以後	1086					1220 1220			○	
40 Holsworthy	1309	1086	75	10 (1274), 15 (1309)	19 (1326)	13 s. (1274), £ 6. 6 s. (1326)	1219 1219			○	
41 Ilfracombe	1249	1086	29		52 (1326)		1233 1233			○	
㉔ Kennford	C. 1298	C. 1298		8 (1578)			1300 1300				
㉕ Little Totnes	C. 1326	C. 1326		58 (1326)	58 (1326)	£ 7. 8 s. (1326)					
44 Lypstone	1288	1086	18			9 s. (1288)					
45 Malborough	?	1249									
46 Moretonhampstead	1207	1086	28				1207 1207			○	
㉖ Newport	C. 1291	C. 1291				13 s. (1334)	1295 1295	0. 13. 5			
㉗ Newton Abbot	1196-1200	1196-1200					1270 1270	0. 15. 0		○	
㉘ Newton Bushel	1246	1246					1246				

番号の○印は建設都市

①	Newtonport	C. 1291	C. 1291			13 s. (1334)	1295	1296	0.15. 0				
⑧	Newton Abbot	1196—1200	1196—1200				1270	1270				○	
⑨	Newton Bushel	1246	1246				1246						
50	Newton Ferrers	1305	1086	33	9 (1305)	9 s. (1305)							
⑤①	Newton Poppleford	1274	1274			55½ (1274), 55½ (1292)	£ 3.2 s. (1292), £ 3.2 s. (1377)	1226	1239				
⑤②	North Ford	1250以前	1250以前		68 (1326)	68 (1326)	£ 11.17 s. (1326)						
53	North Molton	1524	1086	94				1270	1270			○	
54	North Tawton	?	1086	62				1271	1271			○	
⑤⑤	Noss Mayo	1286	1286				£ 4.16 s. (1309)	1286					
56	Paignton	1567	1086	128				1295					
57	Pilton	1205—22	10世紀	17				1344	1344				
58	Rackenford	1448	1086	10				1234	1234				
59	Sampford Peverell	1300	1086	34	28 (1300)		£ 1.9 s. (1300)						
60	Sheepwash	1520	1166					1230	1230				
61	Sidmouth	?	1072—1103									○	
62	Silverton	1321	1086	91	40 (1321)								
⑥③	South Zeal	1264	1264		42 (1264), 20 (1315)		£ 1.11 s. (1264), £ 1.15 s. (1315)	1299	1299				
64	Sutton Prior	C. 1276	1086	7				1253	1253	34.12. 8	28	○	43, 194
65	Tamerton Foliot	1545	1086	29				1270	1270				
66	Teignbridge	?	1159	47									
67	Teignmouth	1292	1044					1253	1253				
68	Topsham	1452	937	33				1300	1257				
69	West Alvington	?	1086	19	9 (1304)		£ 1.4 s. (1304)	1272	1272				
70	Winkleigh	?	1086	76									
71	Witheridge	1499	1086	8				1248	1248				
72	Woodbury	1288	1072—1103	58			£ 1.10 s. (1288)	1286	1286				
73	Yealmpton	1310	1086	44									
74	Cheldon	C. 1309											
	(Black Torrington)	?											

注 ①borough成立年代のうち、自生的都市についてはFinberg, D. C. N. Q., pp. 203—208。但し、45. Moretonhampstead については、G. W. G. Hughes, "Moretonhampstead," T. D. A., Vol. LXXXVI, 1954, p. 78。②定住地形成年については、The Place Names of Devon, Pt. I and II。③Domesday Bookの人口は、Victoria History of the County of Devon, Vol. I, Lond., 1906, pp. 403—549より作成。尚、1—4の都市については、人口は burgess 数、4以下は villein, border, serf 数を合計したものであり、⑤Okehamptonの5人は burgess。④規模については、H. P. R. Finberg, D. C. N. Q., pp. 204—8, H. P. R. Finberg, Tavistock Abbey, pp. 202—3, W. G. Hoskins, 'The Wealth of Medieval Devon, The Tax Assessment of 1334' in Devonshire Studies, p. 225, W. G. Hoskins, Devon, p. 107, M. Beresford, op. cit., pp. 68, 419—426, K. Ugawa, op. cit., pp. 660—1, J. J. Alexander, "Seventh Report on the Parliamentary Representation of Devon", Vol. LX XI, 1939, p. 166, L. Day, History of Holsworthy, T. D. A., Parochial Histories of Devonshire, No. 2, 1932, p. 4, H. P. R. Finberg, 'A Sheaf of Documents' in Devonshire Studies, p. 254。尚、(市民数、人口)のうち、*印は推定人口、△印は被課税人口、(地代、その他都市収入)のうち、*印は地代、裁判所収入等の都市収入計である。括弧内はそれぞれ、年号を示す。⑤市場開設権は、Calendar of the Charter Rolls preserved in the Public Record Office, Vol. I, 1226—1257—Vol. V, 1341—1417, 1903—1916 (以下C. C. R. と略記), Finberg, D. C. N. Q., pp. 204—208, J. Manaton, History of Hatherleigh, T. D. A., Parochial History Section, 1951, p. 12, W. R. Hooper, "Some Chief Burgesses of Great Torrington," T. D. A., Vol. LXXVI, 1944, p. 168。⑥1334年臨時税については、W. G. Hoskins, 'The Wealth of Medieval Devon', pp. 212—249, M. Beresford, op. cit., p. 262。⑦1445年潮引率は、W. G. Hoskins, 'The Wealth of Medieval Devon', pp. 229—31。⑧市場町(1540—1640)は、A. Everitt, 'The Marketing of Agricultural Produce' in the Agrarian History of England and Wales, Vol. IV, 1540—1640, ed. by J. Thirsk, Camb., 1967, p. 471。⑨1801年の人口は、British Parliamentary Papers, First Report of the Commissioners on the Municipal Corporations of England and Wales, 1835, Government Municipal Corporations 2, Reports from the South-Western Circuit, pp. 429—645。但し、South Molton については、1831年の人口(p. 616)。尚、Cheldon については、C. C. R., Vol. III., p. 131, Black Torrington については、O. J. Reichel, "The Manor and Hundred of Crediton," T. D. A., Vol. lix, 1923, p. 172。

デヴォンシャーの borough のうち、都市領主が国王であるもの (royal borough) は、ドゥムズデー検地以前の 4 都市のみであって、それ以降の自生的都市、建設都市のいずれにも royal borough はない。従って、デヴォンシャーの都市は、国王以外の領主とその所領の住民との私的な契約で成立しているものがほとんどであり、加えて、領主の特許状の確認できない小規模な borough も少なくなかったのであるから、こうした borough が、果して公的に都市として承認されたか否かという点が、当然問題となる。勿論、最終的な公的承認は、自治体特権 (incorporation) の取得如何によるわけであるが、それ以前にも、個々の borough が、国王役人によって都市と認定されたか否かは、国王役人の主宰する裁判所 (Eyre 法廷, Hundred 法廷) への陪審選出、臨時税課税台帳 (Subsidy. Rolls), 1316 年の調査 (Nomina Villarum), 下院議員選出権等によって推察することは可能である。

先ず、国王の巡回刑事裁判所 (Court of Eyre) に出廷する代表者が、borough—12 人、村—4 人であるとする通説が正しいとすれば、1238 年の assize roll に、12 人の代表を送る場所として記載されたものは、第 V 表②欄に示すように、前述の 4 つの royal borough に加えて 10 である。これに 6 人の代表を送る 4 つの borough と代表は送らないが assize roll に borough と明記されている Kingsbridge を加えると 13 世紀初頭のデヴォンシャーの borough のうち、公的に都市と認定されたものは、19 ということになる。次に都市と農村に税率の差をつけた臨時税からみたデヴォンシャーの都市は、③欄に示すとおりである。時期によって村と認定された borough が若干あるが、14 世紀を通じて平均して 22 の場所が都市とみなされている。このうち Kenton および Dodbrooke は、国家による都市の認定規準が確立したと思われる 1306 年以降に、旧王領地 (ancient demesne) としての資格で追加されたものであるが、Kenton は、追加された 1313 年以降は、単なる村と認定されている。但し、追加された 2 つの borough も、都市概念のあいまいさの是正を目的として 1316 年に行なわれた調査 (Nomina Villarum) からはずされ、代って、臨時税台帳では村とみなされていた North Tawton がつけ加わえられている。下院議員選出権をもつものは、1295 年の議会以降恒常的に議員を送るもの 4、13 世紀末期から代表を送るが、不規則なもの 5、14 世紀以降不規則に

注(72) このうち Exeter は、1231—1300 年に、国王以外の領主をもったいわゆる mediatised borough となっている。A. Ballard and J. Tait, op. cit., p. lxxiii.

(73) A. Ballard, op. cit., p. lvi.

(74) H.P.R. Finberg, 'The Borough of Tavistock', p. 172.

(75) Finberg, D.C.N.Q., p. 205.

(76) J.F. Willard, 'Taxation Boroughs and Parliamentary Boroughs, 1294—1336' in Historical Essays in Honour of James Tait, ed. by J. G. Edwards, V. H. Galbraith and E. F. Jacob, Manchester, 1933, p. 422.

(77) Inquisitions and Assessments relating to Feudal Aids: with other analogous Documents (以下 Feudal Aids と略記), Vol. I, A. D. 1284—1431, Public Record Office, 1899, p. 378. 尚、J.F. Willard, op. cit., p. 431 の表には、この North Tawton が入っていない。恐らく誤りであろう。

第V表 デヴォンシャーにおけるboroughの公的承認 (注)

Borough	① Domesday Book 1086	② Assize Rolls 1238	③ Subsidy Rolls										④ Nomina Villarum 1316	⑤ M. P.	⑥ Incorporation
			1306	1307	1313	1316	1315	1319	1322	1334	1336				
Ashburton		ⓐ	B	B	B	B	V	B	B	B	B	B	B	○	1557
Barnstaple		ⓐ	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○	1573
Eere Alston	B	ⓐ	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○	1604
Bideford		ⓐ	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○	1604
Bradinch		ⓐ	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○	1604
Colyford		ⓐ	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○	1604
Crediton		ⓐ	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○	1604
Dartmouth		ⓐ	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○	1604
Dedbrooke		ⓐ	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○	1604
Exeter	B	ⓐ	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○	1604
Fremington		ⓐ	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○	1604
Honiton		ⓐ	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○	1604
Kenton		ⓐ	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○	1604
Kingsbridge		ⓐ	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○	1604
Lydford		ⓐ	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○	1604
Modbury		ⓐ	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○	1604
North Tawton		ⓐ	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○	1604
Okehampton		ⓐ	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○	1604
Plympton		ⓐ	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○	1604
South Molton		ⓐ	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○	1604
Sutton Prior (Plymouth)		ⓐ	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○	1604
Tavistock		ⓐ	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○	1604
Teignmouth		ⓐ	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○	1604
Tiverton		ⓐ	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○	1604
Torquay		ⓐ	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○	1604
Torrington	B	ⓐ	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○	1604
Totnes		ⓐ	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○	1604

注 BはBorough, CはCity, VはVillを示す。○印は建設都市。①印は建設都市。①欄は、G. E. L. Carter, "Anglo-Saxon Devon", T. D. A., Vol. LXIV, 1932, p. 519, ②欄は、Finberg, D. C. N. Q., pp. 203-205, H. P. R. Finberg, "The Borough of Tavistock", p. 172, 尚○印は、12人の代表を送るborough。③欄は、J. F. Willard, op. cit., p. 431。④欄は、Feudal Aids, pp. 372-385より作成。⑤欄の下院議員選出権は、D. Drake, "Ninth Report on the Parliamentary Representation of Devon", T. D. A., Vol. LXXVI, 1944, p. 75, W. G. Hoskins, Devon, pp. 178-9, 尚、○印は1295年の議會以降恒時的に代表を送るもの、○印は13世紀末期から代表を送るが不規則なもの、×印は14世紀以降に代表を送るものを示す。⑥欄は、M. Weinbaum, op. cit., pp. 22-28より作成。

送るもの6, 16世紀以降に代表を送るもの4である。最後に、文字通りの公的承認ともいべき自治体特権を獲得したものは、1439年の Plympton から始まって、1682年の Tavistock⁽⁷⁸⁾ に至るまでに計13を数えるが、これは、デヴォンシャーの全 borough のうちの16%強に過ぎない。このうち建設都市は、Plympton, Okehampton のみであって、イングランド全体の建設都市のうちの自治体特権を獲得した都市の比率、23.9%と比べた場合、かなり少ない。中世を通じて、デヴォンシャーに形成された borough の数は、極めて多数にのぼったが、このうち何等かの形で、公的に承認されたものは、半数にも満たなかったのである。

ところで、ドゥムズディ検地には、明らかに計25の borough の記載があるにもかかわらず、1168-9年の国王への上納金 (King's Aids) 賦課台帳には、Exeterを除いて、デヴォンシャー、コーンウォール、ドーセットシャー、サマセットシャーの西南部4州には、boroughなる言葉を適用された場所はない。更に、14世紀における数回の臨時税課税に際しての都市の認定にしても、査定にあたったのは在地の国王役人であって、都市の認定の規準は、彼等の判断に委ねられ、州毎に異なっていた。⁽⁸²⁾ 下院議員選出権にしても、国王役人の Sheriff の認定を、何等かの理由で拒否することは少なくなかったから、都市の公的な承認が、一貫して明確な規準に基づいて行なわれたとすることはできないし、また公的な承認を受けたものが、必ずしも都市として、その機能、規模の点で、発展したものであるとはいえないのである。とすれば、都市としての発展は、公的な承認如何というよりも、他の規準に照らして云々すべきであろう。

V

都市としての発展を計る指標として、先ず、領主の意図が成功したか否かをみるために、同一領主に属する boroughと manorあるいは母村の収入を比較してみよう。例えば Crediton の場合、borough 成立の一世紀後には、未だ manor との収入の差はかなりあるが、その後、1334年の臨時税の負担状況からみる限り、被課税者、負担額ともに、borough が manor の2倍の規模に成長している。⁽⁸⁵⁾

注(78) W.G. Hoskins, Devon, pp. 178-9. 尚、因みに、デヴォンシャーにおける boroughの絶対数の多さ(下院における議席数の多さ)は、下院におけるデヴォンシャーの利害の反映に少なからぬ影響を与えている。A. Friis, Alderman Cockayne's Project and the Cloth Trade, The Commercial Policy of England in its Main Aspects, 1603-1625, Lond., 1927 p.171, W.G. Hoskins, Industry, Trade and People in Exeter 1688-1800, (History of Exeter and the South West Research Group, Monograph, No. 6), Exeter, 2nd Impr., 1968, p. 84.
 (79) M. Weinbaum, The Incorporation of Boroughs (The Publications of the University of Manchester, No. CCXLIX, Historical Series, No. LXXII), Manchester, 1937, pp. 127-130, M. Beresford, op. cit., pp. 387-392.
 (80) A. Ballard, The Domesday Boroughs, Oxford, 1904, p. 9.
 (81) A. Ballard, British Borough Charters 1042-1216, pp. lxxxii-lxxxiii.
 (82) J.F. Willard, op. cit., pp. 419, 423-4.
 (83) 例えば、Torrington は、1295年以降代表を送っていたが、1369年、議員を送る余裕なしとエドワード3世に請願し、その後、免除されている。W.R. Hooper, op. cit., p. 169.
 (84) O.J. Reichel, "The Manor and Hundred of Crediton", T.D.A., Vol. LIV, 1923, p. 155.
 (85) M. Beresford, op. cit., p. 418.

設都市である⑩・Honiton と母村との関係については、borough と母村の収入の差は、当初からそれほど大きくはなく、13世紀末期には、borough の収入が上廻りようになる。⁽⁸⁶⁾ Tiverton については、地代額は、成立当初、borough は manor の2分の1であったが、その後13世紀中に4分の1に低下している。⁽⁸⁷⁾ borough の地代が少額に固定されていたためであろう。一方、Tiverton の裁判所収入は、borough 成立当初から一貫して、manor の裁判所収入とほぼ同一である。⁽⁸⁸⁾ その他、建設都市の Colyford, Okehampton, Bow についても、13世紀末期から14世紀初頭には、borough の住民が母村の農民を上廻り、borough と母村の価値査定額もほぼ同一である。同じく建設都市の Plympton Erle についても地代額は、borough と manor でほぼ同額である。⁽⁹²⁾ 乏しい史料から、デヴォンシャーの borough の総てについて云々することは不可能であるが、少なくとも、都市成立の当初においては、極めて小規模な borough は別として、borough をもって追加的収入の源泉としようとした領主の意図は、ほぼ実現されたといえよう。

1334年の臨時税の担税力の農村との比較からみても、ほぼ同様のことがいえる。この年の臨時税の課税対象は、デヴォンシャーでは、計682である。⁽⁹³⁾ 都市として認定され、高率の課税をされたものは、Exeter のほか、19の borough であり、農村として課税されたものは、582の10分の1税区 (tithing)、49の細村、10の manor、1教区 (parish)、4つの村 (vill)、5の農民集団である。このほか、都市と同率の税率を適用された旧王領地が11である。⁽⁹⁴⁾ このうち、Exeter と19の borough の負担額は、デヴォンシャーの全負担額、£ 950. 15s. の18.3%を占めている。⁽⁹⁵⁾ 旧王領地として課税されたものの中には、Kenton, Lifton 等のように、borough であるものが含まれているから、これを加えると、課税対象のほぼ4%に過ぎない都市の負担額は、全体の20%近くを占め、⁽⁹⁷⁾ 担税力の点では、都市の貢献度は、かなり高かったといえることができる。

しかしながら、デヴォンシャーの borough が、都市としての存在理由を問われたのは、黒死病によって人口が激減した14世紀中期以降、殊に15世紀に入ってからである。人口増大と開墾の進展の時期に、市場圏、後背地を配慮することなく、領主の投機的な試みとして建設された borough のうちには、人口減少と経済活動の収縮の中で淘汰され、他の borough に吸収されるもの、あるい

注(86) Ibid., p. 421.

(87) K. Ugawa, op. cit., pp. 678, 680, J. Youings, op. cit., p. 151.

(88) K. Ugawa, op. cit., pp. 680-1.

(89) M. Beresford, op. cit., p. 421.

(90) Ibid., p. 425.

(91) Ibid., p. 419, Place Names of Devon, Pt. II, p. 360.

(92) M. Beresford, op. cit., p. 426.

(93) W.G. Hoskins, 'The Wealth of Medieval Devon', pp. 214-5.

(94) Ibid., pp. 214-5.

(95) Ibid., p. 223.

(96) Ibid., p. 227.

(97) Ibid., p. 225-7.

は、全く消滅してしまうものがあられる。極めて近接した場所に相次いで建設された Newton Abbot と Newton Bushel の場合がそうであり、後者は前者に吸収されている。⁽⁹⁸⁾ Kingsbridge と Dodbrooke についても、前者が後者の市場圏、後背地を奪うことによって、事実上、後者は、都市としての機能を喪失するに至っている。⁽⁹⁹⁾ 更に、borough そのものが消滅するという極端な例として、ドゥムズディ検地以前の古い都市、4. Totnes 近郊に建設された North Ford を挙げることができる。Totnesの周辺には、North Ford のほか、⑪・Little Totness, Bridgetown Pomeroy が建設され、13世紀末期から14世紀初頭には、いずれも50名以上の市民をもつほどであったが、⁽¹⁰⁰⁾ Dart川の渡し場に建設された North Ford は、Dart川の架橋によって、その機能を喪失し、消滅を余儀なくされている。ほぼ同様の事態は、定住の形成が、デヴォンシャーの中でも極めて遅れて行なわれた With-⁽¹⁰¹⁾ eridge Hundred の2つの borough、74. Cheldon, 58. Rackenford にもみられる。Cheldon は、一時期、⁽¹⁰²⁾ 国王の勅許状集 (Charter Rolls) にも、boroughとして記載された場所であるが、1428年の課税調査によれば、住民は10人をわるほど衰退し、⁽¹⁰⁴⁾ Rackenford もまた都市としての存在理由を失っている。⁽¹⁰⁵⁾ その他、鉱山労働者の集住によって成立した⑫Bere Alston, Combe Martin が、15世紀末期の⁽¹⁰⁶⁾ 廃鉱によって衰退し、錫生産と取引を基盤としていた16. Tavistock, Plympton, Ashburton も、錫生産の低下によって、⁽¹⁰⁷⁾ 成立当初の活況を失っている。

以上のほか、建設都市では、Kenton, Colyford, Bow, 自生的都市では、Bovey Tracey, 62. Silverton, 59. Sampford Peverell, 53. North Molton, 20. Aveton Gifford, 28. Chillington が、依存すべき産業の衰退、市場圏、後背地の喪失、交通手段の発展によって、都市的機能を失うに至っている。⁽¹⁰⁸⁾ 1334年当時の臨時税の税額が、黒死病以降の1世紀間に、現実の担税力を反映しなくなったために、各課税対象毎に、割引を認めた1445年の臨時税台帳もまた、15世紀のデヴォンシャーの都市活動の不振を示している。Crediton の74%を最高に、⁽¹⁰⁹⁾ 前掲第IV表⑦欄に示したように、都市は、高率の割引を許され、20の borough でデヴォンシャーの割引額全体の28%、これに旧王領地で borough であるものを加えると、borough は、デヴォンシャーの全割引額の44%近くの割引を認められるほど、⁽¹¹⁰⁾ 15世紀半ばには経済活動の沈滞にみまわれたのである。

注(98) M. Beresford, op. cit., p. 244.

(99) Ibid., p. 422.

(100) Ibid., pp. 420-1.

(101) Ibid., p. 421.

(102) Place Names of Devon, Pt. I, p. xxix.

(103) C.C.R., Vol. III, p. 131.

(104) Feudal Aids, p. 474.

(105) W.G. Hoskins, Devon and its People, p. 52.

(106) W.G. Hoskins, Devon, p. 137.

(107) Ibid., p. 107.

(108) Ibid., p. 106.

(109) W.G. Hoskins, 'The Wealth of Medieval Devon' pp. 230-2.

(110) Ibid., p. 231.

結びにかえて

人口増大と定住地の拡大という「都市化の黄金時代」に、極めて多数形成されたデヴォンシャーの borough も、16世紀を迎えるまでの1世紀半の間に、近世都市へ脱皮しなければならなかった。15世紀の淘汰の過程で生き残り、16世紀半ば以降にも、都市的機能を維持しえたのは、デヴォンシャーの borough のうちの約半数に過ぎない。そして、都市として生き残ったものは、15世紀以降に抬頭して来る輸出産業、海運、漁業を中心とする新しい産業を基盤とするものであったし、かつての農村の中からも、これらの新しい産業の発展をふまえて、近世的な都市として新たに登場するものが現われて来る。中世都市から近世都市への過渡期ともいべき15世紀の都市の動向、殊に、旧来の都市の変質と新たな都市の登場の契機は、極めて重要な課題ではあるが、この時代の都市の発展は、近世に属することではあり、いずれ稿を改めて考察したいと思う。

英国史上最初の「都市化」の時代ともいべき13世紀に、西南イングランドに多数輩出した borough は、ドイツにおける中世都市のように、明確に農村と区別された存在であったとはいえないし、またそのうちの多くが、いわゆる“village borough”の域をどれほど越えていたかは疑問である。しかしながら、これらの borough の発展、就中、その成立の背景は、ヨーロッパ中世都市成立期の諸問題を多かれ少なかれ含んでいたとはいえないであろうか。その意味で中世デヴォンシャーの自生的都市、建設都市の形成史は、ヨーロッパ中世都市の草創期を窺う1つの材料となるのではあるまいか。

(本稿は、昭和45年度文部省科学研究費奨励研究Aの一部である。)

(桃山学院大学経済学部助教授)

注(11) 第IV表⑥欄を参照のこと。尚、同時代人の記述によれば、17世紀初頭のデヴォンシャーの市場町は、Exeterを除いて38である。W. Blake, "Hooker's Synopsis Chorographical of Devonshire", T. D. A., Vol. XLII, 1915, p. 335.

19世紀前半ブラックカントリー製鉄業における技術改革の導入について

栗本 慎一郎

〔1〕 地域及び製鉄工程の基礎概念

- (1) 地域
- (2) 製鉄工程の流れ

〔2〕 鍊鉄黄金時代に至るブラックカントリー製鉄業の技術的変革

- (1) 時代の背景と運河の役割
- (2) ギボンズの高炉改良と当該時点の典型的高炉
- (3) ニールソンの熱風とその影響
- (4) ホールの wet-puddling
- (5) 庄廷工程での改革の遅れ
- (付) 原料経済と廃棄ガス利用の試み

〔3〕 小 括

〔1〕 地域及び製鉄工程の基礎概念

(1) 地域

ブラックカントリー (the Black Country) とは自然的または政治的な画然たる境界線を持った地域ではない。そして広い範囲にも狭い範囲にも解釈されるのであるが、工業をその生計の中心に据える町、村落の総称であり、イギリスミッドランズ地方西部の大都市バーミンガム市の北西に隣接する郊外の地域である。その大部分はスタッフォードシャーの南部にあたり、また一部にはウースターシャーの北部を含んでいる。しばしば、バーミンガムとブラックカントリー (Birmingham and the Black Country) として統一的に考えられているが、これはむしろ新しい概念であって、バーミンガム市とブラックカントリーは結びついた発展を必ずしもして来なかった。図1に見るようにブラックカントリーは最大にとった場合20以上の地方行政地区に分かれるが、この中でも中心は、ウォールソール (the Country Borough of Walsall)、ウェンズベリオ (the Municipal Borough of Wednesbury)、ティプトン (the Municipal Borough of Tipton)、ダドリイ (the Country Borough of Dudley)、ブリア